

令和5年第7回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年7月11日（火）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育政策課長 学び未来課長 学校改築施設管理課長 学校支援課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育指導課長 教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館長 中央図書館長 子ども未来部長 子ども未来課長 子どもわくわく課長 保育課長 児童相談所開設準備担当課長 子ども家庭支援センター所長

会議に付した議案及び審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	29号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	30号	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	31号	東京都北区立学校の廃止について	承認
4	32号	東京都北区立学校の設置について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	23号	東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	了承
6	24号	訴訟について	了承
7	25号	区立学校等における校庭等の安全対策の実施について	了承
8	26号	児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組みの開始について	了承

令和5年第7回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年7月11日（火） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第7回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第29号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第30号議案「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育指導課長です。私からは、第29号及び第30号議案につきまして、改正の内容をご説明いたします。

まず、第29号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。資料2ページ及び3ページ、説明欄をご覧ください。

今回の改正は、パートナーシップ関係にある者が育児を行う場合における深夜勤務の制限の取り扱いに係る規定等を改めるため、規則改正を行うものでございます。

次に、第30号議案「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。資料1ページ、説明欄をご覧ください。

今回の改正は、パートナーシップ関係にある者に係る住居手当の取り扱いを定めるため、規則改正を行うものです。

最後に、施行規則でございますが、両方の規則とも公布の日から施行し、令和5年6月30日から適用することといたします。また、区長部局についても同様の各関係規則の改正を行っております。

以上、第29号議案及び第30号議案について説明させていただきました。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第29号議案及び第30号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第31号議案「東京都北区立学校の廃止について」及び日程第4、第32号議案「東京都北区立学校の設置について」を一括して議題に供します。

学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長

学校支援課長でございます。それでは、私から、第31号議案及び第32号議案の2議案について一括してご説明申し上げます。

こちらの2議案につきましては、北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針及び北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想に基づきまして、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の3校を統合し、学校教育法第5章の2に定める義務教育学校として位置付けて設置をするため、提出するものでございます。

初めに、第31号議案「東京都北区立学校の廃止について」の議案書をおめくりいただきまして、左側、説明欄をご覧ください。東京都北区立神谷小学校、稲田小学校及び神谷中学校を廃止するため、本案を提出いたします。

右側の表下段にお示しのとおり廃止年月日は3校ともに、令和6年3月31日でございます。

続きまして、第32号議案「東京都北区立学校の設置について」の議案書をおめくりいただき左側の説明欄をご覧ください。東京都北区立都の北学園を設置するため、本案を提出いたします。

設置する北区立学校の名称は東京都北区立都の北学園、位置は神谷二丁目三十番一号、学校の種類は義務教育学校、設置年月日は令和6年4月1日でございます。

ご説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第31号議案及び第32号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、報告第23号「東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」です。本件につきましては人事に関する事案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 それでは、ただ今より会議を非公開とします。恐れ入りますが傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長 次に、日程第6、報告第24号「訴訟について」です。本件につきましては、個人に関する情報を含む事案のため引き続き非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 それでは、引き続き会議を非公開とします。

(非公開)

清正教育長 これより会議を公開といたします。傍聴の方の入場を許可します。
それでは、次に、日程第7、報告第25号「区立学校等における校庭等の安全対策の実施について」を学校改築施設管理課長から説明をいたします。

学校改築施設管理課長 学校改築施設管理課長でございます。

それでは、教育委員会資料に基づきご報告させていただきます。

1の要旨をご覧ください。令和5年に4月に都内小学校において、体育の授業中の転倒した児童が、校庭に放置されたくぎで裂傷を負う事故が発生をいたしました。

本事故を受け、5月12日付で区立小・中学校、幼稚園、こども園へ本件を周知するとともに、同様の事故発生を防ぐため、校庭・園庭の緊急点検（目視点検）を実施したところ7校の校庭から277本のくぎ等が見つかったものでございます。

発見したくぎ等は全て除去いたしました。今回の目視点検では、地中に埋もれている可能性のあるくぎ等を取り除くことができないため、金属探知機による点検・除去等の対策を実施いたします。

次に、対象実施校・園数についてはお示しのとおりでございます。校庭や園庭が土や砂の学校や園を対象とし、併せてリノベーション工事中の代替グラウンドとして利用中の閉校施設についても点検・除去等を実施するものでございます。

次に、実施時期及び内容をご覧ください。実施期間はお示しのとおりですが、雨天の場合は作業ができないため予定とさせていただきます。また、作業中の校庭や園庭の使用は原則中止とさせていただきます。夏休み期間を中心に原則1校、1園当たり1日で作業を実施いたします。

作業内容でございますが、金属探知機による地中のくぎ等を調査し、探知機反応時は校庭にマーキングをして不純物を探し、くぎ等を発見した場合、その場で除去及び校庭の補修・整地を実施いたします。

7月1日～7月7日まで実施した結果の速報でございますが、2園、5校の園庭、校庭からくぎやU字フックなど計1,506本発見されているという状況でございます。

国や東京都の通知に基づき、区から校庭等における危険物の確認、除去等についての文書を既に各校、園へ送付しておりますが、今後くぎ等を使用した場合は、最終的に使用が終了した際に、必ず抜き取っていただくことなど、日頃からの安全点検を確実に行っていただくよう、改めて7月13日の校園長会で周知をさせていただきます。

最後に、4の実施結果の公表につきましては、教育委員会及び区議会へ報告後、区公式ホームページにて公表をさせていただきます。

私からの報告、以上でございます。よろしくお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第8、報告第26号「児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組みの開始について」を子どもわくわく課長から説明をお願いいたします。

子どもわくわく課長 子どもわくわく課長、木暮でございます。

それでは、報告第26号、お願いいたします。表紙を1枚おめくりいただきまして資料でございます。児童館等における子どもなんでも窓口の取組みの開始についてです。

項番1、要旨でございます。区内に20館ある児童館等において、地域の身近な数ある施設であるという強みを生かして、既存の子育て支援機能を拡充しながら、子ども・子育てに関してなんでも問い合わせ等のできる機能になっていくための取組みを開始してまいるのでございます。

なお、将来的には、妊娠期から子育て期までのライフステージに沿って、切れ目なく多様な支援ニーズへの対応を目指し、その目指すべき情報提供・相談体制の検討も同時並行で進めながら、まずは実現可能な取組みから地域の窓口としての展開を行っていくというものでございます。

2の機能拡充についてでございます。幾つかございます。

1つは、(1)子ども・子育て相談事業でございます。まず事業名称から、1つ目の説明書きのところでございますけれども、従前の相談事業、専門相談でございますが、こちらは保護者からの子育て相談が中心でございましたが、小中高校生本人からの例えば、「家族や学校の先生には相談をためらうことも身近な信頼できる大人が聞くよ」というメッセージを発信するため、相談事業の名称に「子ども」を加えてございます。

また、児童館職員以外の先ほどの専門相談でございますけれども、これまで臨床心理士8人でございましたので8館対応としてございましたが、これは予約の状況によって

でございますけれども、近隣児童館への派遣対応も含めまして全館で対応していくというふうに拡充するものでございます。

また、従来の来館ですとか電話に加えまして、LINEを活用した予約のフォームの作成ですとか、ZOOMによるオンライン相談、そういった対応も行うこととしてございます。

次に、(2)「はぴママひよこ面接」でございます。生後6カ月までの子どもの保護者を対象とした事業でございますが、こちらも現在12館でしか行っていなかったもの、これを全館対応と拡充いたします。

続いて、これは相談事業と対を成す事業と考えてございます。(3)利用者支援事業「子育てナビ」下に説明書きを書いてございますが、簡単に言ってしまうと、情報提供機能です。相談とそういった情報提供、ご案内、セットで拡充していくというものでございます。こちらは現在、子ども家庭支援センターが実施している取り組みでございますけれども、区内に1カ所、子ども家庭支援センターへ行かなければということではなくて、区民に身近な施設でございます児童館、子どもセンターにおいて、子ども家庭支援センターと同等な、準じたような形で情報提供を行っていく、そのような取り組みを開始してまいります。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいとございます。今回の取り組み、スピード感を持って取り組みを進めていきたいというふうに考えてございまして、早速、今月中には全20館で取り組みを開始してまいります。

また、先月の末に区議会で議決いただきました補正予算を活用いたしまして、1行目、2行目に記載ございますように、館内の環境整備ですとか、職員研修、そういったことも、現在、順次、取り組んでいるところでございます。

報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

本間委員

ご説明ありがとうございました。また、事前に、子ども家庭支援センターですとか児童館などのプロモーションビデオのようなものもメールで送っていただいて、とても「しぶさわくん」などが登場して分かりやすい素敵な動画だなというふうに思いました。ありがとうございます。

今のご説明の中にも、中高生の対応も含めてより充実していくというお話があつて、大変心強く思ったところですが、今までのところの認識ですと、例えば、志茂にあります子ども交流館ですとか、浮間のティーンズセンターなどには割と中学生も集まっているのかなというふうに思うんですが、今までも児童館、中学生も受け入れていながら、実際のところには児童館のところでは小学生までは行っても、中学生以上がなかなかないところがあったような認識ですが、そのあたりの実情はどうだったのかということ伺いたいことが1点目です。

それから今、中学生本人からの悩み相談の充実ということがありましたけれども、こ

れをどのような形で中高生に向けて、そういったことをやっていくことを広めていくというようなお考えがあるのかを教えてくださいたいことが2点目です。

その2点よろしく願いいたします。

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

まず1点目、中高生の実情でございます。特に今回、コロナ3年半を経て顕著だったのかなというふうに思っていますけれども、中学生あたりの児童館、子どもセンター離れというのがすごく担当として危惧しているところでございます。現に実績、昨年度の統計を取ってみますと、乳幼児とそれから保護者で大体8割ぐらい。小学生が13.9%、中学生、高校生になるとがくっと下がりまして、中学生は3.3%、高校生は0.3%というようなところでございます。比較的コロナが落ち着いて乳幼児の親子は戻ってきたのですが、というようなところでございました。

ただ、それを打開するためというふうな形で、たしか5月の校園長会だったかと思うんですけども、中学校の校長先生のお力をお借りしまして、中学生が児童館、子どもセンター行ってもいいんだということが知らない方も増えてきているというふうなところもあったので、中学生に対してのPRのチラシを作っております。5月に校長先生のお力を借りて全中学生に周知を図らせていただきました。今後ともそういった形で中学生に対してのアピールというのはあらゆる形で努力していきたいなというふうに思っております。

2番目のご質問にもちょっとかぶるようなところでございましたけども、やっぱり中高生自身もそういった学校だとか保護者になかなか恥ずかしくて相談だとかできない。でも、誰かしら聞いてもらいたいという声は必ずあると思っています。そういったところでこういった相談事業も名称のところから「子ども」というのも付けましたし、この相談事業の小さい名刺サイズの後で教育委員の皆さま方にも、すみません、来月お渡しさせていただこうと思っておりますが、名刺サイズの啓発のカードみたいなものを作っております。

そういったような形で児童館、ただ遊びに行くっていうだけじゃなくて、そういった悩んでいることがあればこぼしていいんですとか、そういうふうに思ってもらえるように、そういった面のPRっていうのを頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

清正教育長

本間委員

本間委員

ありがとうございます。ぜひ、PRの仕方をまたさらに工夫していただいて、SNSの時代でするのでそういったことも駆使しながら、中学生ならびに高校生にも足を運んでもらえるような場が提供できたらいいなというふうに思っております。

なお、今現在もかなり活用度が高いと思われます志茂の交流館ですとかティーンズセンターはどちらも赤羽地区ですので、今後、滝野川地区ですとか王子地区にも、似たよ

うな幅を持たせた児童館を拡充したようなものが考えられるといいなというふうに思っております。

以上です。

清正教育長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和5年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。